

平成27年度下請状況実地調査結果について

H28.3.15

入札監理課

1 調査概要

今年度の調査では、下請代金の支払状況、消費税増税の取扱い状況、下請変更契約の締結状況、賃金支払状況及び保険加入状況等に加え、平成27年4月以降の公共工事における施工体制台帳等の作成状況について、聞き取り調査を実施した。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成27年10月～12月

(2) 調査対象の選定方法

平成25年4月から平成26年3月までに契約した工事のうち、落札率の低い工事10件から、工種・契約金額・地域バランス等を考慮した3件を選定し、元請3者と下請16者の計19者を調査した。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況
- ② 消費税増税の取扱い状況
- ③ 下請代金の支払状況
- ④ 賃金支払状況
- ⑤ 社会保険加入状況（労務単価改正に伴う対応等の聴き取り）
- ⑥ 県元請・下請関係適正化指導要綱順守状況の聴き取り
- ⑦ その他（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

イ 調査方法

調査対象者を訪問し、以下の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

3 調査結果

本調査の結果、元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事項が確認された事業者は11者あり、是正措置を講じるよう指導した。

今後も下請状況実地調査を継続し、建設業法を所管する建設産業室と連携して、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。

1 主な確認事項

- (1) 下請契約及び変更契約締結
 - ア 見積書に諸経費の記載がない 1件
 - イ 根拠が不明確な値引きがあった 2件
 - ウ 当初契約を実績数量により締結していた 1件
 - エ 変更契約が不適切だった 4件
- (2) 消費税増税の取扱い状況
全ての事業者で適切に取り扱われていた。
- (3) 下請代金の支払い状況
根拠が不明確な支払額の切り捨てがあった 1件
- (4) 賃金支払状況
全ての事業者で適切に支払われていた。
- (5) 社会保険加入状況
全ての事業者の社会保険加入が確認できた。
- (6) その他
 - ア 完成届と検査結果が書面で確認できなかった。 5件
 - イ 全ての事業者で施工体制台帳が適切に作成されていた。

※ 件数は、のべ数で記載。

2 事業者への指導

- (1) 全ての事業者に対して、元請・下請関係においては、契約書を適切に取り交わし、協議記録等を書面で保管することが重要であることを説明した。
- (2) 実地調査により確認された不適正な事項については、該当する事業者に対し、改善を図るよう指導を行った。
- (3) 県の指導に対して、事業者の対応が適切になされない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (4) 実地調査の結果は、調査対象者に送付するとともに、県のホームページに掲載の上、全ての事業者に注意喚起する。

(参考) 調査状況

(1) 下請契約及び変更契約締結の状況

① 今回の調査対象となった下請契約においては、概ね適正に下請代金が決定されていた。

一部の事業者において、見積書に諸経費の記載がない事例、契約の過程で根拠が不明確な値引きが行われている事例があったため、是正するよう指導した。

② 今回の調査対象となったほとんどの下請契約において、当初の契約は適正に行われていた。

一部の事業者において、下請契約手続きの書類が一部欠落している事例、工事内容等に変更があったが変更契約を締結していない事例があったため、書類の適切な保管、契約書の取り交わしについて指導した。

ア 当初契約を書面で取り交わしておらず、実績により契約を締結している事例があった。

イ 工事の数量変更等について、書面による変更契約を行うべきところ、変更契約書を締結せず代金を支払っている事例があった。

(2) 消費税増税の取扱い状況

今回の調査において、消費税の不適切な転嫁や、下請負契約外の物品購入・サービス利用等の強制は見受けられなかった。

また、他の事業者等に関する情報も確認できなかった。

(3) 下請代金の支払状況

今回の調査において、支払代金の遅延及び不払いは見受けられなかった。

一部の事業者において、支払時に、請求額から1万円未満の端数を切り捨てて支払われている事例があったため、根拠のない切り捨てを行わないよう指導した。

(4) 賃金支払状況

今回の調査において、賃金の未払いや支払い遅延は見受けられなかった。

公共工事設計労務単価の引上げへの対応については、日給又は月給に反映した事業者が6者、賞与に反映した事業者が2者あり、19者のうち8者が労務単価の上昇に対応していた。

(5) 社会保険加入状況

全ての事業者において、社会保険加入が確認できた。

元請業者は下請業者に対し、社会保険への加入状況確認や加入指導を行っており、加入に繋がった事例があった。

(6) その他

ア 下請業者が完成届を元請業者に提出せず、口答で済ませている事例や、元請業者による出来高確認、検査結果が書面で残されていない事例があった。

① 公共工事における施工体制台帳等の作成について、調査した全ての事業者が理解しており、適切に作成されていることを確認した。
制度改正等があった場合は、元請が勉強会を開催し、全ての下請（協力会社）に周知徹底している事例があった。

② 今回の調査において、元請業者と下請業者間で、完成届と検査結果が提出されておらず、書面で確認できない事例があった。

イ 担い手の育成・確保への取り組みについて。

① 担い手の育成・確保への取組みについては、新卒者の採用を増やしている事業者が3者あり、うち、高卒者を積極的に採用している事業者が1者あった。
採用後も、教育マニュアルの整備、資格取得の奨励、各種講習会の積極的な受講、最新型重機の操作経験を積ませるなど、事業者全体で担い手の育成・確保に取り組んでいる事例があった。
その一方で、熱心に就業するものの、転職や地元へ戻ることを理由に離職する事例があった。